

平成二十八年五月十七日受領
答弁 第二六二二号

内閣衆質一九〇第二六二号

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問
に対する答弁書

一について

お尋ねの「冤罪」については、法令上の用語ではなく、政府として、「冤罪」の定義について特定の見解を有しているものではない。

二及び六について

現在再審公判係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。

三及び四について

御指摘の検察官は現在在職しているが、個別具体的な事件の捜査を担当した検察官について、その氏名及び役職を明らかにすることは、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。

五について

御指摘の事件において捜査を担当した検察官については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかつたと認められ、当該検察官について処分をするなどの必要はないものと考えている。

七について

法務省及び検察当局においては、検察の再生及び国民の信頼回復のための多岐にわたる改革に取り組んできたところである。